

写

元豊監発第452号

令和2年3月31日

豊島区長 高野之夫 様

豊島区監査委員	永田謙介
同	中川貞枝
同	鈴木善和
同	星京子

令和2年度監査計画について（通知）

令和2年度監査計画を別添のとおり決定しましたので通知いたします。

なお、それぞれの監査を実施する際には、実施要領に基づき、その都度、事前に通知いたします。



元豊監発第452号
令和2年3月31日

豊島区議会議長 磯 一 昭 様

豊島区監査委員	永 田 謙 介
同	中 川 貞 枝
同	鈴 木 善 和
同	星 京 子

令和2年度監査計画について（通知）

令和2年度監査計画を別添のとおり決定しましたので通知いたします。

なお、それぞれの監査を実施する際には、実施要領に基づき、その都度、事前に通知いたします。



元豊監発第452号

令和2年3月31日

豊島区教育長 金子 智雄 様

豊島区監査委員	永 田 謙 介
同	中 川 貞 枝
同	鈴 木 善 和
同	星 京 子

令和2年度監査計画について（通知）

令和2年度監査計画を別添のとおり決定しましたので通知いたします。

なお、それぞれの監査を実施する際には、実施要領に基づき、その都度、事前
に通知いたします。



元豊監発第452号
令和2年3月31日

豊島区選挙管理委員会委員長 様

豊島区監査委員	永田謙介
同	中川貞枝
同	鈴木善和
同	星京子

令和2年度監査計画について（通知）

令和2年度監査計画を別添のとおり決定しましたので通知いたします。

なお、それぞれの監査を実施する際には、実施要領に基づき、その都度、事前に通知いたします。

令和2年度 監査計画

【1】監査基本方針

近年、少子高齢化、人口減少等の社会経済環境の変化に伴い様々な地域課題が生じており、行政需要が増大する中、基礎自治体には、地域特性に応じた質の高い行政サービスの提供が求められている。

こうした中、本区は、「国際アート・カルチャー都市」を目指す都市像に掲げ、福祉、教育の充実はもとより、「子どもと女性にやさしいまちづくり」、「文化による賑わいを生むまちづくり」を進めてきたところである。特に令和元年度においては、「Hareza 池袋」のオープンや、池袋駅周辺の4つの公園などを巡回する「IKEBUS」の運行開始など、誰もが文化を享受し合え、更なる賑わいを生む街づくりが目に見える形となって現れた。

今後も「誰もが安心して暮らしつつげられるまち」の実現に向けて区政運営を行っていくためには、限られた行財政資源を有効活用し、「最少の経費で最大の効果」をあげられるよう事務事業の適正かつ効率的な執行が求められる。

しかしながら、業務の点検・確認不足や職員間連携の欠如等による基本的な事務処理ミス、ITシステムや業務委託の進展に伴う職員の業務習熟度の低下に起因する問題などが後を絶たず、さらには、廃棄物処理に関する法令等への理解不足が原因となる不適正な事象も発生している。区民に信頼される行財政運営をしていく上では、法令遵守を徹底するとともに、不適正な事務処理によるリスクの根絶に向け全庁的なリスクマネジメント体制の充実が不可欠となっている。

また、平成29年の地方自治法改正により、監査基準の制定と内部統制の実施に関して新たな規定が置かれ、本区においては独自の内部統制制度に基づき、令和2年度からは、これまで以上にリスクを踏まえた監査の実施が求められることとなった。

監査委員は、地方自治法に基づく独立の執行機関として、区民の負託を受けて常に公正不偏の立場から監査を行うとともに、公正で効率的な行財政運営を確保することを責務とし、その役割を果たしていかなければならない。

以上の点を踏まえ、令和2年度においては、組織的な見直しや改善の取組に着目し、適切かつ効果的な事務の執行に一層寄与すべく、次に定めるところを「監査基本方針」とし、これに基づき監査を実施する。

1. 合規性の観点からの監査

区の事務事業や予算執行について、法令等に基づき適正に処理されているかどうかという「合規性（適法性・正確性）」の観点からの監査を実施する。

2. 経済性・効率性・有効性の視点からの監査

最適な事務執行やコストの縮減が図られ、支出した費用に見合う効果（VFM：Value For Money）をあげているかという「経済性」（Economy）・「効率性」（Efficiency）の視点、及び所期の目的を達成しているかという「有効性」（Effectiveness）の視点、いわゆる3E監査の視点から監査を実施する。

3. 「指導」に重点をおいた監査

監査の実施にあたっては、「違法・不正の指摘」にとどまらず、「指導」に重点をおいた監査とする。

不適正な事務処理に対しては、その背景や原因等も確認し、適切な改善はもとより類似事案の再発防止が図られるよう、各所管部局における「内部統制の整備・運用」に留意した監査を実施する。

4. 監査の実効性の確保

監査の実効性を確保するため、是正改善等の措置を講ずべき事項については、監査結果報告書において所管部局を明示する。所管部局については当該事務を担当した課に加え、状況に応じ当該事務の総合調整を担当する課も明示することとする。

また、各監査の実施に際しては、過去の監査結果に対する是正・改善状況等にかかる各所管部局からの報告を受け、必要に応じて更なる「是正・改善」を求めるなど、監査結果の実効性を確保するためのフォローアップを実施する。

なお、過年度の措置状況報告書において、「検討中」あるいは「予定」と報告されたもの等については、その後の対応状況について引き続き確認する。

5. 監査結果報告書の充実

監査結果報告書については、区民にわかりやすい内容・表現に努め充実させるとともに、監査に関する情報を豊島区公式ホームページ等において迅速に提供する。

【2】監査実施方針

令和2年度に実施する各監査の「監査実施方針」は次に定めるところによるものとし、個々の具体的な実施内容、実施方法及び監査の視点等は、別途、各監査の実施要領において定める。

1. 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

定期監査は、区における事務事業の執行（財務等）全般を対象に実施する基本的な監査として、合規性の観点とともに、「経済性」・「効率性」・「有効性」の観点から各事務事業にかかる実施の成果及び事業経費の執行状況の適正性についても検証を行う。

定期監査は、「部局監査」及び「施設監査」に区分して実施する。

(1) 部局監査

① 監査の対象部局

全部課とし、事務監査及び監査委員監査とも課（課に準ずるセンター、所、室等を含む）を単位として監査を実施する。

② 監査の実施時期

事務監査を4月～7月、監査委員監査を7月～8月とする。

③ 監査対象範囲

原則として令和元年度における区の事務事業全般とし、決算審査を効率的・効果的に実施するために、部局監査における監査委員監査を実質的な決算審査として位置づけ、これと一体的に実施する。

④ 監査の観点

監査にあたっては、各所管部局が実施している事業が、住民の福祉の増進に寄与し、最少の経費で最大の効果をあげているか、予算経理、収入、支出、契約、及び施設の管理業務等が、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として実施する。

また、過去の監査結果において「指摘」、「指導」及び「意見・要望」の対象とした事項について、その後、事務事業の執行上適切な処理及び改善等の措置がなされているかを確認する。

⑤ 監査重点項目

次の項目について、令和2年度定期監査の重点項目として監査を実施する。

〈1〉 令和元年度リスク発生情報に基づく現状の確認

(2) 施設監査（区営施設）

① 監査の対象施設

区長部局が所管する地域区民ひろば、保育園及び教育委員会が所管する小・中学校、子どもスキップを対象とする。

対象施設の実地監査は、5年に1回を基本とし、可能な限り地域ごとに実施する。

② 監査の実施方法

地域区民ひろば、保育園及び子どもスキップについては、監査委員による実地監査を実施するほか、事務監査は別途日程を定めて実施する。

小・中学校は、監査委員による実地監査と事務監査を並行して実施する。

③ 監査の実施時期

6月を目途に実施する。

④ 監査の観点

監査にあたっては、当該施設の設置目的に沿って施設の運営が有効かつ効率的になされているか、設備等の維持管理は適切に行われているか、収入金や資金前渡金等の現金管理が適正に行われているかなどの実務的な観点から行う。

⑤ 監査の対象施設

監査の対象施設は【別紙1】のとおりとする。

2. 決算審査（地方自治法第233条第2項）

（1）審査の対象

決算審査は、区長から審査に付される令和元年度各会計歳入歳出決算を対象とし、定期監査（部局監査）及び例月現金出納検査との関連性を持たせて実施する。

（2）審査の観点

決算審査は、会計管理者が調製する各会計決算の計数が適正であるかという観点から形式審査を行うとともに、予算執行、資金運用、財産管理及び財政運営の状況について分析し、違法・不当な収支がなされていないかの観点から実質審査を行い、監査委員の意見としてまとめ、決算審査意見書を区長に提出する。

3. 健全化判断比率等審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第2項）

（1）審査の対象

健全化判断比率等審査は、区長から審査に付される令和元年度健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4財政指標）、及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正であることを審査し、監査委員の意見を区長に提出する。

（2）審査の実施時期

実施時期は、事務審査及び監査委員審査を7月～8月とする。

（3）審査の方法

審査にあたっては、国の通知及び提出書類のチェックポイント等を踏まえて、財政課とのヒアリングを行いつつ実施する。その際、平成30年度以前の健全化判断比率との比較・分析と併せて比率に対する評価を行う。

また、健全化判断比率が、法律に定める早期健全化基準及び財政再生基準以上となっていないかについて審査を行う。

4. 行政監査（地方自治法第199条第2項）

（1）監査の観点

行政監査は、区が管理・執行している事務事業のうち、各部局共通の事務の中から全庁的、横断的に検証する必要がある事務、又は各部局の個別事業の中から重点的に掘り下げて検証する必要がある事業について、「合規性」・「経済性」・「効率性」・「有効性」等の観点から実施する。

監査にあたっては、上記の観点を踏まえ、対象の事務事業が区民サービスの向上の視点に立って実施されているか、事務処理は効率的に行われているか、事務の執行は法令等に基づき適正に行われているか、事務事業の目的は達成されているか、各部局の連携は取れているか等を重点に監査を実施する。

なお、令和2年度のテーマについては、監査委員協議により別途決定する。

（2）監査の実施時期

実施時期は、事務監査を12月、監査委員監査を1月とする。

5. 工事監査（地方自治法第199条第1項及び第5項）

（1）監査の対象

令和元年度に区が実施した工事（平成30年度以前から引き続き実施した工事、工事実施に伴う設計、監理等の業務委託を含む。）、及び令和2年度中に進行中の工事について「竣工前監査」として、監査の対象とする。

なお、監査を効率的、効果的に実施するため、工事の種別、用途、構造及び契約内容等を考慮し、監査委員協議により監査対象工事を選定する。

（2）監査の実施時期

監査を実施する時期は、事務監査を10月、監査委員監査を11月とする。

なお、事務監査においては、監査対象工事のうち監査委員の指定する工事について、必要な技術的情報を監査委員に専門的見地から提供するため、技術士による調査を併せて実施する。

（3）監査の観点

監査にあたっては、設計、積算、契約、施工等の各段階において技術面等から当該工事が適正に行われているかを主眼とし、併せて「合規性」、「安全性」、「経済性」、「効率性」、「有効性」の観点にも留意して実施する。

6. 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項）

（1）監査の対象

財政援助団体等監査の対象は、出資団体、補助金等交付団体及び公の施設の管理を行う指定管理者とし、原則として令和元年度の出納その他の事務の執行を対象として監査を実施する。

令和2年度に監査の対象とする団体等は、【別紙2】のとおりとする。

（2）監査の実施時期

監査を実施する時期は、事務監査を10月、監査委員監査を11月とする。

なお、事務監査においては、監査対象団体の決算に対する会計分析を強化し監査を充実させるため、公認会計士による専門的な視点から会計帳簿等財務関係書類の検査を併せて実施する。

① 出資団体

出資団体については、原則として3年または4年に1回実施する。

② 補助金等交付団体

補助金等交付団体については、団体の運営経費的補助（人件費補助を含む）を受けている団体を対象に原則として3年または4年に1回実施する。

③ 指定管理者

指定管理者については、指定管理期間が終了または更新を迎えるまでに少なくとも1回は実施することを原則として、5年に1回を目途に実施する。

（3）監査の観点

① 出資団体

出資団体については、事業運営に係る出納その他の事務の執行が出資等の

目的に沿って適正に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか、経営・財務状態が良好であるか等の観点から監査を実施する。

併せて、所管部局が当該団体に対して適切な指導・監督を行っているか等について監査を実施する。

② 補助金等交付団体

補助金等交付団体については、補助対象事業が補助金等の交付目的に沿って適正かつ効果的に行われているか等の観点から監査を実施する。

併せて、所管部局が補助金等の交付手続き及び補助対象事業に関する指導・監督を適正に行っているか等について監査を実施する。

③ 指定管理者

指定管理者については、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が協定に基づき適正に行われているか、収支に係る会計経理が適正に行われているか、当該施設の管理運営が適切に行われているか等の観点から監査を実施する。

併せて、所管部局が当該指定管理者に対して適切な指導・監督を行っているか、当該施設の管理経費（委託料）を適正に算定しているか等について監査を実施する。

7. 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

毎月、期日を定め、会計管理室で取り扱う各会計の現金出納について、現金の保管・出納事務が適正かという観点から、保管する現金の残高及び関係計数の正確性を確認するとともに、基金を含む資金の運用状況等、財政収支の動向を計数及び証拠書類から検査する。

8. 施設等の視察

監査委員が区施策の理解を深めるため、必要に応じて、監査委員協議により決定のうえ施設等を随時視察する。

【3】令和2年度の監査日程

年間の監査日程は、「令和2年度監査実施日程表」【別紙3】による。

なお、議会日程等により変更する場合があります、その際は別途、通知する。

令和2年度 定期監査（施設監査）を実施する対象施設一覧

監査対象部局	監査対象施設等
区民部 地域区民ひろば課	地域区民ひろば（3施設） 駒込、池袋本町、さくら第一・第二
子ども家庭部 保育課	保育園（4園） 駒込第一、池袋第二、西池袋第二、池袋第五
教育委員会 教育部	小学校（5校） 池袋第一、池袋本町、要、さくら、豊成 中学校（1校） 池袋 子どもスキップ（5施設） 池袋第一、池袋本町、要、さくら、豊成

令和2年度 財政援助団体等監査を実施する対象団体等一覧

監査対象部局	監査対象団体等
文化商工部 生活産業課	一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター 【監査対象区分】出資団体 補助金等交付団体
文化商工部 文化デザイン課	株式会社 榎 【監査対象区分】指定管理者 *指定管理施設：熊谷守一美術館
文化商工部 学習・スポーツ課 都市整備部 土木管理課 都市整備部 公園緑地課	アシックス・ハリマ・日本水泳振興会共同事業体 【監査対象区分】指定管理者 *指定管理施設：南長崎中央公園スポーツセンター 南長崎中央公園 南長崎自転車駐車場
保健福祉部 障害福祉課	社会福祉法人 恩賜財団東京都同胞援護会 【監査対象区分】補助金等交付団体 指定管理者 *指定管理施設：福祉ホームさくらんぼ
	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 【監査対象区分】指定管理者 *指定管理施設：駒込生活実習所、駒込福祉作業所 駒込福祉作業所分室 目白生活実習所、目白福祉作業所
政策経営部 行政経営課	外郭団体、指定管理者制度に係る区の主管課として 監査対象とする。